

KITAHAMA⁺

北浜法律事務所 リーガルマガジン
KITAHAMA PLUS

Vol. 13

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。



刻々と変化するITビジネスに、
法務が果たす役割とは?

特集



クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすい人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。
簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



弁護士

中 亮 介

情報・IT / 國際関係法務
(個人情報保護法、GDPR等)

弁護士

谷 明 典

情報・IT
リスクリマネジメント・コンプライアンス
コーポレート・会社法/M&A

弁護士

八 木 貴 大

情報・IT / 争訟・紛争解決
コーポレート・会社法/M&A

谷 明典 弁護士

金融機関での勤務経験を経て、2009年立命館大学大学院法務研究科修了。コーポレート・会社法を専門とし、M&Aや事業再生、リスク・マネジメントに関する業務を担当。金融全般に関する幅広い経験と深い知識を活かした、経営面に配慮した実践的なアドバイスを強みとしている。ブロックチェーン分野において拡大を続ける仮想通貨やブロックチェーン技術の活用など、金融と法律、両面の知識からリスクを未然に防ぐためのサポートに力を注いでいる。

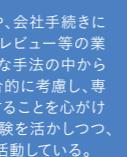


Akinori Tani



八木 貴大 弁護士

2016年一橋大学法科大学院修了。M&A案件や、会社手続きに関するコーポレート分野の案件、契約書作成、レビュー等の業務を中心に担当。案件を成功に導くため、多様な手法の中から全体のスキーム設計を行い、法律面以外も総合的に考慮し、専門家の立場から細やかなサポートを提供することを心がけている。IT分野の拡大を見据え、これまでの経験を活かしつつ、ITプラクティスグループの一員として精力的に活動している。



Takahiro Yagi



刻々と変化するITビジネスに、 法務が果たす役割とは?

飛躍的に進化するIT分野。

ビジネスの形とともに法的リスクも日々変化し続けています。

北浜法律事務所ITPG (ITプラクティスグループ)では、エンジニア経験やシステム開発案件経験を持つ弁護士らが効果的・実践的なアドバイスを提供するため

多くの最新事例を共有し、IT分野への知見を深めています。

IT分野に精通した弁護士が考える法務の役割とは?

cyber security

artificial
intelligence

IT dispute
resolution

block chain / NFT

IT



中 亮介 弁護士

2007年京都大学法科大学院修了。総合商社への出向等を通じてクロスボーダーの取引を数多く担当。米国及びドイツへの留学から帰国した後、ヨーロッパ・プラクティス・グループの一員として、インバウンド・アウトバウンド双方の支援に注力。特許法・競争法、データプロテクションの他、コーポレート業務一般、倒産法、紛争解決等の分野でも実践を積んでいる。書籍「バーチャルマナーの法務」の執筆にも関わるなど、仮想通貨やIT・システム開発に関する案件でも経験を積む。



Ryosuke Naka



KITAHAMA^{PLUS}

message

空清く、澄み渡る季節となりました。

今号の特集は「刻々と変化するITビジネスに、法務が果たす役割とは?」です。

北浜法律事務所では、ITプラクティスグループを立ち上げ、

IT分野における法務サービスの提供に力を入れてきました。

IT技術が高度化し、活用範囲が拡大する中、IT分野における法的リスクへの対応は、

多くの企業にとって今後より一層重要なものになるといえるでしょう。

当事務所には、IT分野に精通した弁護士が多数所属しており、

豊富な経験から、紛争を未然に防ぐアドバイスを提供しています。

どうぞ今号も最後までご覧ください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏





私は弁護士になる前は、IT企業で技術職（SE・PM）をやっていました。やればやるほど増えていく仕様変更要求やバグを朝まで対応し、時に力技でサービスインまでこぎつけた日々は間違いないな

く今の私の基礎となっています。

ITシステムにおけるパッケージソフトへの依存度は年々高くなっていますが、ほとんどのコード・資料を一から作成する前提の、昔ながらの契約書であることが多く、損害賠償条項や第三者の権利侵害等の条項が不十分なもののが散見されます。通常、パッケージソフトの利用規約はありとあらゆるリスクを排除する内容となっていますので、

害があった場合の対応等の条項が不十分なもののが散見されま

す。通常、パッケージソフトの利用規約はあります。ただし、大きな交渉材料となることは間違いません。多大なリスクを簡単に引き受けていませんか。ぜひ見てみてください。

私は弁護士になる前は、IT企業で技術職（SE・PM）をやっていました。やればやるほど増えていく仕様変更要求やバグを朝まで対応し、時に力技でサービスインまでこぎつけた日々は間違いないな

く今の私の基礎となっています。

ITシステムにおけるパッケージソフトへの依存度は年々高くなっていますが、ほとんどのコード・資料を一から作成する前提の、昔ながらの契約書であることが多く、損害賠償条項や第三者の権利侵害等の条項が不十分なもののが散見されます。通常、パッケージソフトの利用規約はあります。ただし、大きな交渉材料となることは間違いません。多大なリスクを簡単に引き受けていませんか。ぜひ見てみてください。



三浦 祥子 弁護士

2001年に慶應義塾大学環境情報学部卒業後、日本アイ・ビー・エム株式会社に6年間勤務。技術職(SE・PM)として、主にCRMアプリケーションの開発・保守・運用・デプロイ案件に携わる。Siebel Certified Consultant (R7)、IBM DB2 UDB Expert (v7)。2010年早稲田大学大学院法務研究科修了、東京弁護士会所属。IT・専門家として幅広く担当。

Shoko Miura

Profile



|||||| Have a little break |||||||

ビジネスパーソンの休憩時間

エルゴノミクスキーボード

私は便利な電子機器類(いわゆる「ガジェット」)に目がなく、業務の効率化のために日々新しい製品をリサーチしています。私のおすすめガジェットは、エルゴノミクスキーボードという、特殊な形状をしたキーボードです。私の使用しているモデルは、キーが八の字に配置されていて、手首や肩への負担が軽減される設計になっています。このキーボードを使うと、心なしか筆が乗って良い文章が作成できる気がします。新しいガジェットを導入して業務を効率化しながら、クライアントの皆様を全力でサポートしていかなければと考えています。



川上 幸星 弁護士

Kosei Kawakami

Profile



川上 幸星弁護士の

オススメガジェット



法務 Troubleshooting

自社の事業にAI技術を活用したいと思ったら

File / 13

自動運転や医療における画像診断といったAI技術を活用したサービスは、広い分野で普

及しつつあります。いざ自社の事業においてAI技術を活用しようとすると、AI技術の導入

に関し特別な法規制はあるのかという疑問に一度は直面するでしょう。

現状、日本では、AI技術を直接規制する法律はなく、各団体や政府がガイドライン等を公

表するにとどまっている状況です。最近では、政府が公表した「人間中心のAI社会原則」

を受け、AI社会原則の実践を支援すべく、経済産業省が「AI原則実践のためのガバナン

ス・ガイドラインVer1.1」(「ガバナンス・ガイドライン」)を取りまとめました。法的拘束力はあ

りませんが、ガバナンス・ガイドラインには、AI事業者が実施すべき行動目標を提示し、AI

の開発・運用等に関する事業者の取引等で広く参照され、ステークホルダーによる共通認

識の形成を通じて、各社の自主的な取組みを後押しすることが期待されていますので、一

つの重要な指針になると思われます。

AI技術は今後も発展を続けるでしょうが、同時に未知の問題を孕んでおり、法律だけでな

く倫理的にも問題となり得ます。このガバナンス・ガイドラインでは、各行動目標の仮想的

な実践例が紹介されており、例えば、AI技術の正負のインパクトを知るためのインシデント

事例の確認、AI倫理に関するリテラシー向上のための外部教材等の活用法、インシデント

発生時の体制整備等、自社の事業にAI技術を活用する際の参考になるものと思います。

事例から学び、
予期せぬインシデントを
事故につなげないことが
大切です！

里 貴之 弁護士



Takayuki Sato

Profile



2016年京都大学法科大学院修了。主に紛争、知的財産権、M&A、倒産事件、コンプライアンス調査など、企業法務全般を幅広く経験。システム開発や特許権、意匠権など、ITビジネスにも関わりの深い分野での実績を積んでいる。依頼者に寄り添い、既存の枠に捉われず、最善の解決策を見出せることを強みとし、絶え間なく進化する技術を理解し、法律家としての知識や経験を活かしてサポートすることを信念としている。

